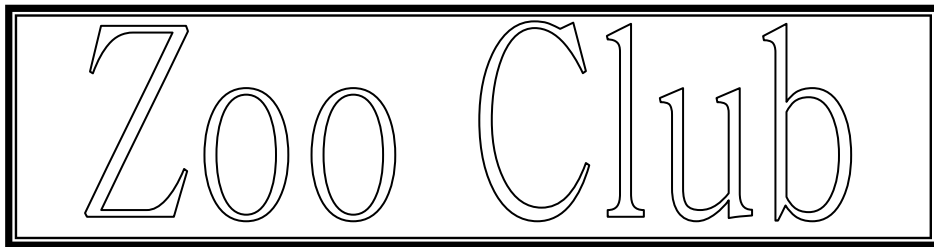


2018年度

YMCAこどもえいごスクール
ハンドブック



■受講のしおり

■受講約款

受講のしおり

この度は公益財団法人熊本YMCAこどもえいごスクールにお申し込みいただき誠にありがとうございます。
ございます。

2018年度のレッスンを受講されるにあたり、以下の事項についてご確認いただきますようお願いいたします。記載内容等につきまして、ご不明な点やご質問がございましたら受付窓口にお問い合わせください。

(1) レッスン開講期間

2018年4月9日(月) ～ 2019年3月23日(土)

※ 年間42回のレッスンです。

(2) 授業日について

2018年度の授業は、レッスンカレンダーに基づき実施いたしますので必ずご確認ください。

*HPにも掲載しております。

(3) クラス形態

全クラス定員(10名)担任制によるグループレッスンです。

(4) 受講に際して

お子さまには、メンバーシップカードを読み取り機にかざしていただき、名札をお渡します。

授業終了後は、名札を回収いたします。

(5) 欠席・遅刻に際して

グループレッスンでは定期的な学習によってその効果が現れます。やむを得ない場合を除いて、できるだけ遅刻、欠席がありませんようお願いいたします。万一、欠席や遅刻の場合は、できるだけお早めに在籍のセンターにお電話にてご連絡いただきますようお願いいたします。送迎バスご利用の方は、その旨も一緒にお知らせください。

(6) 振替制度について

YMCAこどもえいごスクールでは、レッスンをお休みされた場合、別紙ガイドラインに沿って振替制度をご利用いただくことができます。定員の関係上、ご希望に添えない場合もありますので予めご了承ください。

(7) 代講・休講について

原則として休講はありませんが、担当講師の傷病や事故によりやむを得ず代講(代わりの講師がレッスンを行うこと)とさせていただきます場合があります。

万一、休講となった場合には、後日補講を実施します。ただし、台風や地震などの天変地異による休講の場合は補講の実施はいたしませんので予めご了承ください。

いずれの場合においても、各センターより連絡いたしますのでお申し込みの際は緊急連絡先のご登録をお願いいたします。また、住所、電話番号などご登録内容の変更があった場合は速やかにご在籍のセンターにご連絡ください。

(8) クラス変更について

年度途中で都合等によりクラス変更を希望される場合は、各センターの担当スタッフにお申し出ください。必要に応じてお子さまや保護者様とカウンセリングを行います。

また、クラス変更に伴いテキストが変わる場合、テキスト代が別途必要となりますのでご了承ください。なお、次年度継続の際、クラス最小開講人数に満たない場合はグループレッスンの性質上、他クラスへの変更をお願いすることがあります。予めご了承ください。

(9) 出席の取扱いについて

1. Y M C Aでは学校保健法に準じ、以下の病気が発病した場合、レッスンへの参加をご遠慮いただいております。なお、その場合の期間は公欠扱いとなります。

病 名	出席停止の期間
風 疹 (三日ばしか) 水 痘 (水ぼうそう) 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 百日ぜき 咽頭結膜熱 (プール熱) 麻疹 (はしか) インフルエンザ 流行性角結膜炎 (はやり目) 腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)	発疹が消失するまで 全ての発疹がかさぶたになるまで 耳下腺の腫れが消えるまで 特有のせきが消え、伝染の恐れがないと認められるまで 主要症状が消えた後2日を経過するまで 解熱した後3日を経過するまで 発症から5日かつ解熱した後2日を経過するまで 症状が治るまで 下痢のある期間
結核 急性出血性結膜炎 溶連菌感染症 ヘルパンギーナ 感染性胃腸炎 手足口病 マイコプラズマ感染症 ウイルス性肝炎 伝染性紅斑 (りんご病)	医師において伝染の恐れがないと認められるまで

2. インフルエンザによる学級閉鎖などで欠席の場合は公欠扱いといたします。
 3. ご親類にご不幸があった場合は、連絡して頂くと公欠扱いといたします。
 4. Y M C A内の行事 (キャンプ等) に参加される場合、また、幼稚園・保育園で決められている行事でお休みされる場合は公欠となりますので、その旨お知らせください。
- *ご用事などでやむを得ずお休みをされる場合もセンターまでご連絡をお願いいたします。

(10) 参加費及び教材費 (年額) の納入方法について

参加費は各月26日(土日祝の場合は翌営業日)に翌月分を指定金融機関より引落させていただきます。なお、翌年度もスクールを継続される場合、3月26日に4月分の参加費と年間教材費を引落させていただきますのでご承知おきください。一括納入をご希望の方は、3月末日までに年間参加費及び教材費をご在籍のセンターへ現金にて納入してください。

(11) 皆勤賞について

4月から翌3月まで一度もお休みせずにレッスンに参加した人に、皆勤賞をお渡しします。

(12) メンバーシップカードについて

YMCAではメンバーシップカードの提出で出席管理、手紙配布等を行いますので来館の際は必ずご提出ください。カードはICチップ内蔵ですので、折り曲げたり、濡らしたり、高温の場所や強い磁気のあるところに置くのは避け、大切に保管・携帯してください。なお、カードを紛失されたり、使用できない状態となった場合は、再発行の手続きをお願いします。再発行料は540円（読取不良による交換は270円）。

(13) 駐車場について

どなたも送迎時には駐車場がご利用いただけます。満車の場合は職員にお知らせください。

(14) 写真撮影について

レッスンの様子を撮影し、各センター館内に掲示したり、チラシ等の印刷物やYMCAのホームページに掲載させていただいたりすることがあります。希望されない場合は、予め担当スタッフまでお申し出ください。

(15) 送迎バスについて（中央YMCAを除く）

1. 送迎バスの運行は、在籍センターにより事情が異なります。送迎バスのご利用は必ず事前にバス利用申込書をご提出ください。お電話でのバス利用申し込みはできません。送迎バス利用申込書の提出がない場合のバスの利用はできません。
2. 停留場所には予定時刻の5分前には集合しておいてください。乗降はお申し込み時の場所に限定させていただきます。停留場所には交通事情により予定時刻より遅れる場合がございますのでご了承ください。欠席及びバスを利用されない場合は、必ずご連絡ください。2時間前までにご連絡いただければ幸いです。
3. バスの中での飲食はしないようにお願いします。バスはお子さまだけのご利用となります。保護者の方はご遠慮ください。遊具・貴重品などは持ってこないようにお願いいたします。
4. 小学生未満のお子さまは、必ず乗降場所への送迎をお願いいたします。お迎えが定刻を過ぎても確認できない場合にはお子さまの安全を考慮し、一旦センターまでお連れいたします。

(16) 食物アレルギーについて

YMCAではイベントの際にお菓子を提供する場合がございます。お子様が食物アレルギーをお持ちの場合は、予め担当スタッフまでお申し出ください。

《YMCAから保護者の皆様へお願いとお知らせ》

- 参観日以外のレッスン見学はご遠慮ください。
- YMCAからのお知らせをお手紙でお渡しすることがありますので、ご家庭で確認を必ず行ってください。
- お子さまはバス乗車前やレッスン前にはできるだけトイレをすませておくようお願いいたします。
- お子さまの習熟度やクラス内での様子について担当スタッフより保護者様にご相談させていただく場合があります。一人ひとりのケアのため、できる限りの努力をいたします。保護者様にもご協力とご理解をよろしくお願いいたします。

各種届一覧表

ご入会時にご記入いただきました内容に変更が生じた場合には以下の手続きが必要となります。

○…要 -…不要

届出	内容・期限	電話 受付	メンバーズ カードの 提示	手数料
住所・電話番号 変更届	住所または電話番号の変更の際、随時	可	○	-
氏名変更届	氏名の変更の際、随時	可	○	-
引落し口座変更届	会員引落し口座の変更の際、随時 通帳・届出印が必要	不可	○	-
休会届	1ヶ月単位でのお休み ※休会料は1ヶ月単位で発生します。 手続きは前月の10日までに行ってください。 例)3月中休会の場合、 <u>2月10日まで</u> に届を提出	不可	○	¥1,080 /月
退会届	万一、YMCAを退会される場合 退会希望月の前月10日まで 例) <u>4月より退会の場合、3月10日まで</u> に届を提出	不可	○	-

*手続きの際、印鑑及びメンバーシップカードが必要となりますので、ご持参ください。

(17) 休会及び休会料について

ご都合により休会（月単位）される場合、原則として休会希望月の前月10日までに 所定の届出用紙を受付にご提出ください。手続きにあたっては、電話・FAX・電子メールでの対応は一切行いませんのでご承知おきください。また、休会は最長3ヶ月間 とし、1クラス・1ヶ月ごとに1,080円の休会料を申し受けます。休会料は休会月の前月26日に引落させていただきます。なお、前月11日～末日までに届出がなされた場合、事務手続きの関係上、休会希望月の参加費が引落される場合がありますので、予めご承知おきください。（後日、休会料を差引いた額を返金いたします）

一括納入の方が休会される場合は、休会1ヶ月につき納入額の12分の1より休会料を差し引いた額を返金いたします。

(18) 退会について

ご都合により退会される場合、原則として退会希望月の10日までに所定の届出用紙を受付にご提出ください。手続きにあたっては、電話・FAX・電子メールでの対応は一切行いませんのでご承知おきください。なお、11日～末日までに届出がなされた場合、事務手続きの関係上、退会希望月の参加費が引落される場合があります。（後日、返金いたします）また、月半ばで退会される場合、退会月の参加費の返金はいりません。予めご承知おきください。

一括納入の方が退会される場合は、既に納入された参加費より在籍月数×参加費月額を差し引いた金額を返金いたします。

W E L C O M E T O T H E C L A S S

1. YMCAに来るときは^く元気よくあいさつしましょう。
来たとき Hello! ^{かえ}帰るとき See you!
2. レッスンでは、^{なふだ}名札(Name tag)をしましょう。
3. ^{しつない}室内ではぼうしをとりましょう。
4. YMCAに来たらメンバーシップカードを^よ読み取り^と機にかざしましょう。
5. ^{きょうしつない}教室内はみんなですいつもきれいにしましょう。らくがきをしたり、
^{つくえ}机・いす・かべにきずをつけることがないようにしましょう。
6. YMCA内での^{ない}飲^{いんしょく}食は^{ばしょ}きめられた場所で行きましょう。
7. ^{けっせき}ちこくや欠席をする^{ばあい}場合は、YMCAに^{れんらく}連絡しましょう。
8. ^{じゅぎょうちゅう}授業中、^{きぶん}気分がわるくなったら、^{せんせい}がまんせずに先生に^い言きましょう。
9. ^{せんせい}先生からの^{れんらくじこう}連絡事項は、^{かえ}帰ったら^{うち}お家の^{ひと}人に^{つた}伝えましょう。
また、YMCAからの^{てがみ}お手紙も、^{ひと}おうちの^{わた}人に渡しましょう。

クラスへ持^もってくるもの

(☆印^{しるし}のものはYMCAからお渡^{わた}しします)

§ すべての物^{もの}にはっきりと名前^{なまえ}を書いてください§

☆ YMCA スクールバッグ

☆ メンバーシップカード

☆ 出席^{しゅっせき}カード

☆ クリアファイル (配布^{はいふ}するプリントなどを入^いれるのに使用^{しよう}します)

○ 色鉛筆^{いろえんぴつ}セット (年^{ねん}少^{しょう}クラスは初^はめはクレヨンをご準備

ください。年度後半より色鉛筆に切り替^かわります)

○ えんぴつと消^けしゴム (年^{ねん}中^{ちゆう}～年^{ねん}長^{ちよう}クラスのみ)

※きちんと削^けってあるものを2～3本

○ タオル (手^てをふいたり、汗^{あせ}をかいた時^{とき}に使用^{つか}います)

○ ハンカチ (スナックタイムの時^{とき}にクッキーをのせるのに使用^{つか}います)

○ のみもの (スナックタイムの時^{とき}に飲^のみます)

※クラスをすす^{すす}めていく上^{うえ}で、補助^{ほしよきようざい}教材^{わた}をお渡^{わた}しすることがあります。

※ クラスへ持^もってきてはいけないもの

- おもちゃ、ゲーム類^{るい}
- マンガ
- ナイフなどの危^{きけん}険なもの
- ガムなどの食^たべ物^{もの}や飲^のみ物^{もの}

受講約款

事業者主体名	公益財団法人 熊本YMCA 専務理事 岡 成也 熊本市中央区新町1-3-8 TEL096-353-6391
提供講座	英会話講座
講座形態	グループレッスン ※1クラス10名まで
講座期間	4月～翌年3月の12ヶ月を標準とします。(年間42週実施)
講座時数	グループレッスン(1回80分) 1クラスの年間授業回数 42回
指導者	外国人及び日本人の専任講師並びに非常勤講師
会員参加費	10,060円(会費350円含む)
一般参加費	10,560円
教材費	年間:12,000円(2018年度新規入会者) 年間:10,300円(2017年度からの継続者)
支払方法	指定金融機関口座より月々自動引落若しくは現金一括納入 ただし、新規入会者については、初月・翌月分参加費、教材費をレッスン開始までに現金にて納入いただきます。
クーリング・オフ	<ol style="list-style-type: none">この書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間は、受講者は書面によって契約の解除を行うことができます。 クーリング・オフは、当該契約の解除に係る書面を發した時に、その効力を生ずるものとします。1.の契約の解除があった場合、熊本YMCAはその契約解除に伴う損害賠償、違約金の請求を行いません。 授業を提供した場合も金銭の支払いを請求いたしません。 金銭を受領している場合、速やかにその全額(参加費、教材費)を返金いたします。

<p>中途解約（退会）</p>	<p>この書面を受領した日から起算して8日を経過した後は、将来に向かって契約の解除を行うことができます。ただし、一旦納入された以下の費用については、ご負担いただきます。</p> <p><受講開始後></p> <ul style="list-style-type: none"> ○2018年度新規入会者 月払い納入の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・12,000円（コンピュータシステム登録料、入会手續関係費用、その他） ・契約解除申し出がなされた月の参加費 ○2017年度以前からの継続者 月払い納入の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・10,300円（コンピュータシステム登録料、入会手續関係費用、その他） ・契約解除申し出がなされた月の参加費 ○2018年度新規入会者 一括納入の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・12,000円（コンピュータシステム登録料、入会手續関係費用、その他） ・既に受講された月数に応じた参加費 〔算出方法〕 参加費（月額）×受講月数で算出し、残額は返金いたします。 ○2017年度以前からの継続者 一括納入の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・10,300円（コンピュータシステム登録料、入会手續関係費用、その他） ・既に受講された月数に応じた参加費 〔算出方法〕 参加費（月額）×受講月数で算出し、残額は返金いたします。
<p>受講契約締結年月日</p>	<p>締結年月日は、受講申し込み日とする。</p>

※クーリング・オフ、中途解約の規定は、提供講座の期間が2ヶ月を超え、かつ支払総額が5万円を超える場合に適用されます。